

事務所通信

2006年7月号

No. 13



(親不知)

～ お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします ～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

所長コメント

昨日、新潟県職員のボーナスが支給されました。平均支給額は855,632円だということですが、私ども中小企業の実態と比較しますと大きな隔たりがあります。

また、この時期になると、マスコミは一人当たりの賞与が70万円を超えているとか、去年より何%アップしたとか報道しています。私はこの情報に対して常に違和感を持っています。私達がお付き合いさせて頂いている会社の実態とあまりにも違うからです。でも新聞をよく読むと、全ての企業の平均でもなければ、上場企業の平均でもないのです。

上場企業でも給料の低い会社はたくさんあります。この情報は、日本の有力企業1,000社とか1,500社の調査によるものです。有力企業とは、非上場も含んで利益の出ている歴史のある超優良企業のことだそうです。平均年齢40歳、平均勤続年数16年~18年の人の賞与が70万円位ということですが。我々中小企業の平均年齢、勤続年数とは大きな差があります。社員はマスコミの情報を正しく理解していないため、自分と同じ条件で一般的に70万円位の賞与が平均だと誤解しているわけです。有力企業は全企業の0.05%位です。この位の数の会社の情報が世間の平均のように誤解させるように流されています。

では何故マスコミは世間の実態とあまりに違うことに気づかないのでしょうか。一つは彼らの賞与が日本で一番高い業界だからだと私は思っています。もう一つは、彼らの手抜きです。自分達の足で実態を調査しないことです。彼らの情報は、企業側から公表された数字を発表しているだけなのです。

中小企業の賞与は43.5%が支払われていなく、支給企業の平均は40歳位で平均勤続5年~10年で20万~30万円と見たほうがよいのではないかと思います。

会社が赤字でもボーナスは支給すべきか、というテーマがあります。従業員からすれば期待しているものですし、経営者としても支給したいと思っておられる方がほとんどでしょう。しかし給料は社長からもらうものではありません。お客様が支払ってくださるものです。

全員が努力して粗利益を上げ、その分配として獲得しようではありませんか。



社員の自家用車の借上料

従業員の自家用車を業務に使用して、借上料を支払う借上制度を導入している場合があります。

この借上料は、会社から従業員に金銭で支払われますので、支払金額の内容によっては課税の問題が生じることになります。

今回は借上料を受け取る従業員の課税関係についてお伝えします。



1. 借上料の取扱

自家用車の借上料の扱いは、その従業員に対し経済的利益を与えているかどうかによって判断します。

その判断内容は、次のように区分されておりその金額は合理的に算出しなければなりません。

内 容	主な内訳	所得税の扱い
① 業務上必要とする実費相当額	ガソリン代、高速代、駐車場代など	非課税
② ①を超えて支給された金額のうち、賃借料として認められる金額 (レンタルした場合に発生する費用相当額)	保険料、自動車税、車検代、償却費相当額など	雑所得
③ ①②を超えて支給された金額	自宅駐車場代、ガソリン代(私用)など	給与所得 (源泉徴収)

2. 借上料を定額で支給した場合

走行距離実績に基づかず、月単位で定額支給する場合には、ただ単に自家用車を賃貸していることとなりますので、賃借料として認められる金額は雑所得となり、それを超えた金額については給与所得となります。



雑所得に該当する場合であってもその支払を受ける従業員の給与等の金額が2,000万円以下で、次の要件のいずれかを満たせば、確定申告は不要とされています。

1. 一の給与の支払を受ける者のその他の所得金額が20万円以下である場合
2. 二以上の給与の支払を受ける者の従たる給与とその他の所得の合計金額が20万円以下である場合

Q1

<事前届出の様式>

役員給与の事前届出の様式が公表されたそうですが、届出にあたっては国税庁が示した様式を必ず使用しなければならないでしょうか。

A

必ずしも、国税庁が示した様式を使わなければならないということではありません。省令に定める内容を満たした届出内容であればどんな形態でもかまいません。

ただし、記載漏れがあると事前届出役員給与の損金算入を否認されるおそれもありますので、これから届出るのであれば国税庁様式を使うことをおすすめします。様式の現物は国税庁ホームページからダウンロード、印刷したものをそのまま使用して大丈夫です。

Q2

<定期同額は手続き不要>

役員給与を従来どおりの「定時定額」だけで支給するという場合には、今後も前問の事前届出のような手続きはいっさい要らないということでしょうか。

A

要りません。「事前確定届出給与に関する届出書」は、定時定額の役員報酬に加えて、いわゆる益・暮れのボーナスを支給する場合に、損金算入の適用を受けるために、その額をあらかじめ定めて届け出るものです。従って従来どおりに「定時同額」で支給する場合には何もする必要はありません。

ただし、株主総会で報酬の増額をする場合には、会計期間開始後3月以内に改訂が行われること、改訂の前後で、それぞれ同額である必要があります。

<参考資料>

週刊 税務通信 6/12

週刊 税務通信 6/19

Q3

<業務主宰役員給与額の適用期間>

特殊支配同族会社の基準所得金額等の計算で利用される業務主宰役員給与額は暦年(1月～12月)でしょうか、それとも事業年度(3月決算の場合:4月～翌年3月)でしょうか。

A

事業年度で費用計上した金額が対象となります。

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入(税法35条)で、実際に損金不算入となる金額が給与所得控除額であるため、暦年と思われる方もいらっしゃいますが、法人税施行令72条の2をみますと、業務主宰役員給与額について、「当該事業年度の業務主宰役員給与額」などと記載されています。このことから、基準所得金額の計算等で利用される業務主宰役員給与額は事業年度単位のものとなります。

Q4

<過大な役員給与>

平成18年度の法人税法改正で規定された「役員給与の損金不参入制度」では、過大な役員給与の損金不算入規定から退職給与やストック・オプションの経済的利益等が除かれているのですか。

A

退職給与や役員の役務提供に対してストック・オプションを付与した場合の経済的利益についても、過大な役員給与の損金不算入規定の適用があります。

法人税法第34条第1項では、役員給与のうち、定時同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与のいずれにも該当しない給与については、損金に算入しないと規定されており、退職給与、法第54条第1項に規定する新株予約権による給与(ストック・オプション)、使用人兼務役員に対して支給する使用人部分の給与、法第34条第3項に規定する給与(仮装隠蔽による給与)が、役員給与から除かれています。

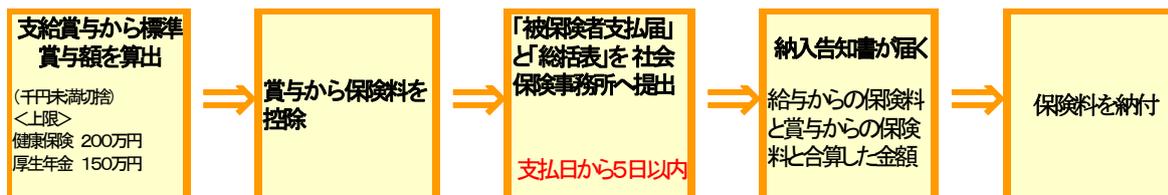
したがって、退職給与等は、第34条第1項に規定する役員給与から除かれているだけで、同条の第2項にいう不相当に高額な部分、すなわち、過大な役員給与から除かれてはいないこととなります。

社会保険 賞与の実務

賞与支払月の保険料について

毎月の保険料は、各被保険者の標準報酬月額に保険料率をかけて算出した額を事業主と被保険者が負担しますが、賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納めます。したがって、賞与支払月の保険料は、給与からの保険料と賞与からの保険料の合算した額になりますのでご注意ください。

～保険料の納付手続き～



～保険料の計算方法～

健康保険料	
標準報酬月額	× 健康保険料率 <small>(介護保険該当者は介護保険料率含む)</small>
標準賞与額 200万円上限	× 健康保険料率 <small>(介護保険該当者は介護保険料率含む)</small>

厚生年金保険料	
標準報酬月額	× 厚生年金保険料率
標準賞与額 150万円上限	× 厚生年金保険料率

～保険料率等～

		保険料率			
				事業主負担	被保険者負担
健康保険	介護保険に該当しない被保険者	82	1000	41	41
	介護保険に該当する被保険者	94.3	1000	47.15	47.15
厚生年金保険		142.88	1000	71.44	71.44
児童手当拠出金		0.9	1000	0.9	

～賞与にかかる保険料の計算例～

例：賞与額が325,400円の場合

- 1000円未満を切捨てる → 325,000円
- 健康保険料 → $325,000 \times 0.041 = 13,325$ 円(介護保険非該当)
注)介護保険該当者 $325,000 \times 0.04715 = 15,323.75$ 円 → 15,324円
(51銭以上切上)
- 厚生年金保険料 → $325,000 \times 0.07144 = 23,218$ 円

※ 尚、雇用保険料についても、毎月の給与から控除するのと同様に計算し、控除します。

道路交通法改正

6月1日より道路交通法が改正され、ご存じの通り駐車違反に対する取り締まりが強化されることになりました。駐車の長短に関わらず違反車両に対して確認標章が取付けられます。確認標章が取り付けられた車両について、運転者が反則金を納付するなどしない場合は、その車両の所有者などに対して、**放置違反金**（反則金と同額）の納付が命ぜられ、放置違反金の納付を繰り返し命ぜられた常習違反者に対しては一定期間、**車両の使用を制限する命令**がなされます。

また、放置違反金を滞納すると**車検手続きを完了することは出来なくなります**。



【参考】

新制度における放置駐車違反取締り手続きの流れ（上図）

千葉県警察 HP 該当ページ http://www.police.pref.chiba.jp/legal/road_traffic/より抜粋

万一、駐車違反による反則金を違反した役員や従業員に代わって会社等で負担した場合、税務上の取扱は以下のようになります。

● その支払事由が業務を行っている最中の場合

罰金等は、費用とすることは出来ません。

但し、その時一緒にかかったレッカー代や車両保管時の駐車料は費用になります。

● その支払事由が業務遂行以外の場合

従業員に対する場合には、給与扱いとなります。

役員に対する場合には、役員賞与扱いとなります。

共にその従業員や役員に対しては源泉所得税が課されることとなります。

また、その時にかかったレッカー代等もその役員・従業員の給与・賞与扱いとなります。

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
7月25日(火) 午後10時00分 ～ 午後4時00分	国民生活金融公庫 融資相談会	加藤税理士事務所	国民生活金融公庫 高田支店	—
7月25日(火) 午後6時30分 ～ 午後8時30分	テルモ経営研究会 追ってお知らせ いたします	加藤税理士事務所	ファイナンシャルプランナー 原元士先生	1,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。
また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

天の川

天の川は夏の夜空だけで見られるものではなく、天球を完全に一周する恒星の集まりである。世界のあちこちでその国々の名前で親しまれている。欧米では「乳の道 (milky way)」北欧では「冬の道」タイでは「白象の道」などと呼ばれている。

教育マガジン「おもしろ雑学集より (担当: 原)





休日カレンダー



7月(文月)July

日	月	火	水	木	金	土
						1 堀田・広川
2	3	4	5	6	7	8 伊藤・原
9	10	11	12	13	14	15 倉又・田中
16	17	18	19	20	21	22 村井・池原
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日も営業しています。名前の書いてある者のみ出勤です。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

7月の税務

- 7月10日 本年6月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
本年1月分～6月分源泉所得税納付(納期の特例の適用を受けている場合)
社会保険料算定基礎届
- 7月18日 所得税予定納税額の減額申請
- 7月31日 本年5月決算法人 法人税等確定申告・納付
本年5月決算法人 消費税確定申告・納付
本年11月決算法人 法人税等中間・予定申告・納付
本年11月決算法人 消費税中間申告・納付
当月決算法人の消費税各種届出書提出

あとがき

梅雨の時季を迎えました。朝起きて雨が降っていると、気分までジメジメしがちです。梅雨が嫌いな人は多いのではないのでしょうか。ですが、この長雨があるから夏には美味しい野菜、秋には美味しいお米が食べられると考えれば、梅雨を好きになれるかもしれません。こんなふうに変換の転換が出来れば、仕事や日々の生活がもっと充実したものになるのではないかと思います。

さて、7月7日は七夕です。我が家でも小さいながら七夕飾りを作ろうと思っています。風情があつていいものです。短冊に〇〇〇と願いをこめて・・・

小 杉